

平成十九年法律第二十二号

犯罪による収益の移転防止に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 特定事業者による措置(第四条―第十四条)
- 第三章 疑わしい取引に関する情報の提供等(第十三条・第十四条)
- 第四章 監督(第十五条―第十九条)
- 第五章 雑則(第二十条―第二十四条)
- 第六章 罰則(第二十五条―第三十二条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるときにも、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充ててを困難にするものであること(以下「犯罪による収益の移転防止」という。)が極めて重要であることに鑑み、特定事業者による顧客等の本人特定事項(第四十条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三十条第一項において同じ。)等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の確かな実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行
- 二 信用金庫
- 三 信用金庫連合会
- 四 労働金庫
- 五 労働金庫連合会
- 六 信用協同組合
- 七 信用協同組合連合会
- 八 農業協同組合
- 九 農業協同組合連合会
- 十 漁業協同組合
- 十一 漁業協同組合連合会
- 十二 水産加工業協同組合
- 十三 水産加工業協同組合連合会
- 十四 農林中央金庫
- 十五 株式会社商工組合中央金庫
- 十六 株式会社日本政策投資銀行
- 十七 保険会社
- 十八 保険業法(平成七年法律第百五号)第二十条第七項に規定する外国保険会社等
- 十九 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者
- 二十 共済水産業協同組合連合会
- 二十一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者
- 二十二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社
- 二十三 金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者
- 二十四 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者
- 二十五 信託会社
- 二十六 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二第一項の登録を受けた者
- 二十七 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業者を営むものを含む。)、同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者、同条第九項に規定する特例事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者
- 二十八 無尽会社
- 二十九 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者

- 三十 貸金業法第二条第一項第五号に規定する者のうち政令で定める者
- 三十一 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者のうち同法第十一条の二第一項の届出をした者
- 三十二 資金決済に関する法律第二条第三項に規定する資金移動業者
- 三十三 資金決済に関する法律第二条第十一项に規定する電子決済手段等取引業者
- 三十四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者
- 三十五 信用金庫法(昭和二十六年法律第二十二号)第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者
- 三十六 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者
- 三十七 資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者
- 三十八 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二十三号)商品先物取引法(昭和二十五年法律第二十三号)第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者
- 三十九 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)
- 四十 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関
- 四十一 電子記録債権法(平成十九年法律第百二十六号)第二条第二項に規定する電子債権記録機関
- 四十二 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
- 四十三 本邦において両替業務(業として外国通貨(本邦通貨以外の通貨をいう。))又は旅行小切手の売買を行うことをいう。)を行う者
- 四十四 顧客に対し、その指定する機械類その他の物品を購入してその貸貸(政令で定めるものに限る。)をする業務を行う者
- 四十五 それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者(役務の提供の事業を営む者をいう。以下この号において同じ。)か

ら有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下「クレジットカード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下「利用者たる顧客」という。)に交付し又は付与し、当該利用者たる顧客が当該クレジットカードカード等を提示し又は通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたときは、当該販売業者又は役務提供事業者が当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を直接に又は第三者を経由して交付するとともに、当該利用者たる顧客から、あらかじめ定められた時期までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領する業務を行う者

四十一 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第二条第九項に規定するカジノ事業者

四十二 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業(別表において単に「宅地建物取引業」という。)を営むもの(第二十二条第一項第十六号において「みなし宅地建物取引業者」という。)を含む。)

四十三 金、白金その他の政令で定める貴金属若しくはダイヤモンドその他の政令で定める宝石又はこれらの製品(以下「貴金属等」という。)の売買を業として行う者

四十四 顧客に対し、自己の居所若しくは事務所のある所在地を当該顧客が郵便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書使物並びに大きさ及び重量が郵便物に類似する貨物を含む。以下同じ。)を受け取る場所として用い、又は自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該自己の居所若しくは事務所において当該顧客宛ての郵便物を受け取ってこれを

当該顧客に引き渡し、又は当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話（ファクシミリ装置による通信を含む。以下同じ。）を受けてその内容を当該顧客に連絡し、若しくは当該顧客宛ての若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者

四十五 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）

又は弁護士法人（外国法事務弁護士法人及び弁護士法人）外国法事務弁護士共同法人を含む。

四十六 司法書士又は司法書士法人

四十七 行政書士又は行政書士法人

四十八 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人

四十九 税理士又は税理士法人

3 この法律において「顧客等」とは、顧客（前項第四十号に掲げる特定事業者であつては、利用者たる顧客）又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう。

（国家公安委員会の責務等）

第三条 国家公安委員会は、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が的確に行われることを確保するため、特定事業者に対し犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報の提供その他の援助を行うとともに、犯罪による収益の移転防止の重要性について国民の理解を深めるよう努めるものとする。

2 国家公安委員会は、特定事業者により届け出られた疑わしい取引に関する情報その他の犯罪による収益に関する情報が、刑事事件の捜査及び犯則事件の調査並びに犯罪による収益の移転防止に関する国際的な情報交換その他の協力に有効に活用されるよう、迅速かつ的確にその集約、整理及び分析を行うものとする。

3 国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする。

4 国家公安委員会は、第二項の規定による情報の集約、整理及び分析並びに前項の規定による

調査及び分析を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関、特定事業者その他の関係者に對し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 前項に定めるもののほか、国家公安委員会その他の関係行政機関及び地方公共団体の関係機関は、犯罪による収益の移転防止について相互に協力するものとする。

第二章 特定事業者による措置

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、第四十九号に掲げる事項の確認を行わなければならない。）に掲げる本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日を行い、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあつては、その者の本人特定事項

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項）の確認を行わなければ

ならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの

イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（ロにおいて「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等（第六項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。）になりすまして疑いがある場合における当該取引

ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧客等を含む。）との取引

二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの

3 第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つている顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であつて政令で定め

るものについては、適用しない。

4 特定事業者は、顧客等について第一項又は第二項の規定による確認を行う場合において、会

社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第一項又は第二項前段に規定する取引（以下「特定取引等」という。）を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たつてゐる自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の当該確認に加え、当該特定取引等の任に当たつてゐる自然人についても、主務省令で定めるところにより、その者の本人特定事項の確認を行わなければならない。

5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たつてゐる自然人が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの（以下この項において「国等」という。）であるときは、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国等（人） 格のない一 社団又は財 団を除く。	次の各号（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）	本人特定事項	当該特定事業者との間で現に特定取引等に当たつてゐる自然人の本人特定事項
第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその号に掲げる額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項）	第一項	前項第一号に掲げる事項

人格のな い社団又 は財団	次の各号	第一号か 第三号 まで
本人特定事項	当該特定 事業者と の間で現 在の特定 取引等 の任に 当たっ ている自 然人の本 人特定事 業の内 容	当該特定 事業者と の間で現 在の特定 取引等 の任に 当たっ ている自 然人の本 人特定事 業の内 容
第一項	当該顧客等が自然人で ある場合にあっては職 業、当該顧客等が法人 である場合にあっては 事業の内容	当該顧客等が自然人で ある場合にあっては職 業、当該顧客等が法人 である場合にあっては 事業の内容
第二項	前項各号に掲げる事項 並びに当該取引がその 価額が政令で定める額 を超える財産の移転を 伴う場合にあっては、 資産及び収入の状況	前項各号に掲げる事項 並びに当該取引がその 価額が政令で定める額 を超える財産の移転を 伴う場合にあっては、 資産及び収入の状況
第三項		
第四項		
第五項		
第六項		
第七項		
第八項		
第九項		
第十項		
第十一项		
第十二項		
第十三項		
第十四項		
第十五項		
第十六項		
第十七項		
第十八項		
第十九項		
第二十項		
第二十一項		
第二十二項		
第二十三項		
第二十四項		
第二十五項		
第二十六項		
第二十七項		
第二十八項		
第二十九項		
第三十項		
第三十一項		
第三十二項		
第三十三項		
第三十四項		
第三十五項		
第三十六項		
第三十七項		
第三十八項		
第三十九項		
第四十項		
第四十一項		
第四十二項		
第四十三項		
第四十四項		
第四十五項		
第四十六項		
第四十七項		
第四十八項		
第四十九項		
第五十項		
第五十一項		
第五十二項		
第五十三項		
第五十四項		
第五十五項		
第五十六項		
第五十七項		
第五十八項		
第五十九項		
第六十項		
第六十一項		
第六十二項		
第六十三項		
第六十四項		
第六十五項		
第六十六項		
第六十七項		
第六十八項		
第六十九項		
第七十項		
第七十一項		
第七十二項		
第七十三項		
第七十四項		
第七十五項		
第七十六項		
第七十七項		
第七十八項		
第七十九項		
第八十項		
第八十一項		
第八十二項		
第八十三項		
第八十四項		
第八十五項		
第八十六項		
第八十七項		
第八十八項		
第八十九項		
第九十項		
第九十一項		
第九十二項		
第九十三項		
第九十四項		
第九十五項		
第九十六項		
第九十七項		
第九十八項		
第九十九項		
第一百項		

6 顧客等及び代表者等(前二項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人若しくは以下同じ。)は、特定事業者が第一項若しくは第二項(これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第四項の規定による確認(以下「取引時確認」という。)を行う場合において、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽ってはならない。

(特定事業者の免責)

第五条 特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに依ずるまでの間、当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができる。

(確認記録の作成義務等)

第六条 特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録(以下「確認記録」という。)を作成しなければならない。

2 特定事業者は、確認記録を、特定取引等に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

(取引記録等の作成義務等)

第七条 特定事業者(次項に規定する特定事業者を除く。)は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等(別表第二第二項第四十六号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等)をいう。以下この条において同じ。)を行った場合には、その価額が少額である財産の処分等の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 特定事業者は、前二項に規定する記録(以下「取引記録等」という。)を、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から七年間保存しなければならない。

(疑わしい取引の届出等)

第八条 特定事業者(第二条第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者を除く。)は、特定業務に係る取引について、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあるかどうかを認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

2 前項の規定による判断は、同項の取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行わなければならない。

3 特定事業者(その役員及び使用人を含む。)は、第一項の規定による届出(以下「疑わしい取引の届出」という。)を行おうとするに当たっては、当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。

4 行政庁(都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る。)は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

5 行政庁(都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く。)は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

(外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認)

第九条 特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次条において同じ。)は、外国所在為替取引業者(外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下同じ。)との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在為替取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在為替取引業者が、第四条、前三条及び次条の規定による措置に相当する措置(以下この号において「取引時確認等相当措置」という。)を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在為替取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態(次号において単に「監督を受けている状態」という。)にあることその他の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること。

二 当該外国所在為替取引業者が、業として為替取引を行う者であって監督を受けている状態にないものとの間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないこと。

(外国為替取引に係る通知義務)

第十条 特定事業者は、顧客と本邦から外国(政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。)へ向けた支払に係る為替取引(小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。)を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者(当該政令で定める国又は地域に所在するものを除く。以下この条において同じ。)に委託するときは、当該顧客及び当該顧客の支払の相手方に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

2 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて本邦から外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項を通知して行わなければならない。

3 特定事業者は、外国所在為替取引業者からこの条の規定に相当する外国の法令の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項(主務省令で定める事項に限る。)を通知して行わなければならない。

4 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項(主務省令で定める事項に限る。)を通知して行わなければならない。

(外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認)

第十条の二 特定事業者(第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第十二条第二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者

に限る。次条及び第二十二條第二項第二号において「電子決済手段等取引業者」という。は、外国所在電子決済手段等取引業者（外国に所在して電子決済手段関連業務（同法第二條第二十一項に規定する電子決済手段関連業務をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、電子決済手段（同法第二條第五項に規定する電子決済手段をいい、同法第九項に規定する特定信託受益権を除く。以下同じ。）の移転（同法第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在電子決済手段等取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在電子決済手段等取引業者が、第四條、第六條から第八條まで及び次条の規定による措置に相当する措置（以下この号において「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在電子決済手段等取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五條から第十八條までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態（次号において単に「監督を受けている状態」という。）にあること

とその他の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること。

二 当該外国所在電子決済手段等取引業者が、外国所在電子決済手段等取引業者であつて監督を受けている状態にないものとの間で電子決済手段の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないこと。

（電子決済手段の移転に係る通知義務）

第十條の三 電子決済手段等取引業者は、顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う場合において、当該移転を受取顧客（当該移転を受ける者であつて、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二條第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、政令で定める国又

は地域に所在するものを除く。）（以下この条において「他の電子決済手段等取引業者等」という。）の顧客として電子決済手段の管理を当該他の電子決済手段等取引業者等に委託しているものをいう。以下この条及び第二十二條第二項第二号において同じ。）に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に委託するときは、当該依頼を行った顧客及び当該受取顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等（当該委託を受けた者を除く。）又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならない。

2 電子決済手段等取引業者は、他の電子決済手段等取引業者等からこの条の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けて電子決済手段の移転の委託又は再委託を受けた場合において、当該移転を受取顧客に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に再委託するときは、当該通知に係る事項（主務省令で定める事項に限る。）を当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等（当該再委託を受けた者を除く。）又は当該再委託を受けた者に通知して行わなければならない。

（外国所在暗号資産交換業者との契約締結の際の確認）

第十條の四 第二條第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下「暗号資産交換業者」という。）は、外国所在暗号資産交換業者（外国に所在して暗号資産交換業（資金決済に関する法律第二條第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、暗号資産（同法第二條第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の移転（同法第二條第十五項に規定する暗号資産の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在暗号資産交換業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 当該外国所在暗号資産交換業者が、第四條、第六條から第八條まで及び次条の規定による措置に相当する措置（以下この号において

「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在暗号資産交換業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五條から第十八條までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態（次号において単に「監督を受けている状態」という。）にあることその他の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること。

二 当該外国所在暗号資産交換業者が、外国所在暗号資産交換業者であつて監督を受けている状態にないものとの間で暗号資産の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないこと。

（暗号資産の移転に係る通知義務）

第十條の五 暗号資産交換業者は、顧客から依頼を受けて暗号資産の移転を行う場合において、当該移転を受取顧客（当該移転を受けた者であつて、他の暗号資産交換業者又は外国暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二條第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいい、政令で定める国又は地域に所在するものを除く。）（以下この条において「他の暗号資産交換業者等」という。）の顧客として暗号資産の管理をする当該他の暗号資産交換業者等に委託しているものをいう。以下この条及び第二十二條第二項第三号において同じ。）に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の暗号資産交換業者等（当該委託を受けた者を除く。）又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならない。

2 暗号資産交換業者は、他の暗号資産交換業者等からこの条の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けて暗号資産の移転の委託又は再委託を受けた場合において、当該移転を受取顧客に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の暗号資産交換業者等に再委託するときは、当該通知に係る事項（主

務省令で定める事項に限る。）を当該受取顧客のために当該移転に係る暗号資産の管理をする他の暗号資産交換業者等（当該再委託を受けた者を除く。）又は当該再委託を受けた者に通知して行わなければならない。

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第十一條 特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下この条において「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 使用人に対する教育訓練の実施

二 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成

三 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任

四 その他第三條第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置

第十二條 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認、確認記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらを的確に行うための措置に相当する措置については、第二條第二項第四十六号から第四十九号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

2 第五條の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人特定事項の確認に相当する措置について準用する。

3 政府及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の移転防止に関し、相互に協力するものとする。

第三章 疑わしい取引に関する情報の提供等

第十三條 捜査機関等への情報提供等

第十三條 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、特定複合観光施設区域整備法第九條第一項の規定による届出に係る事項、第九條、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析

した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百一条第一項の指定を受けた者に限る。）若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号若しくは口若しくは同項第二号に掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項の罪、麻薬特例法第二条第三項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第二条第三項の罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するとする。

2 検察官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるときは、国家公安委員会に対し、疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めるとができる。（外国の機関への情報提供）

第十四条 国家公安委員会は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その職務（第八条、前条及びこの条に規定する国家公安委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認めるときは、疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

2 前項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供については、当該疑わしい取引に関する情報が前条第一項に規定する外国の機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（以下この条において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 国家公安委員会は、外国からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 国際約束（第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する国際約束をいう。第五項において同じ。）に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たらないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請の保証がないとき。

4 国家公安委員会は、前項の同意をする場合において、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

5 第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供が、疑わしい取引に関する情報を使用することができる外国の刑事事件の捜査等（政治犯罪についての捜査等以外の捜査等に限る。）の範囲を定めた国際約束に基づいて行われたときは、その範囲内における当該疑わしい取引に関する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

第十五条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めるとができる。（立入検査）

第十六条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定は、特定事業者である日本銀行については、適用しない。

第十七条 行政庁は、この法律に定める特定事業者による措置の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定事業者に

対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。（是正命令）

第十八条 行政庁は、特定事業者がその業務に關して第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項、第六条、第七條、第八条第一項から第三項まで又は第九条から第十条の五までの規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（国家公安委員会の意見の陳述）

第十九条 国家公安委員会は、特定事業者がその業務に關して前条に規定する規定に違反していると認めるときは、行政庁（都道府県公安委員会を除く。以下この条において同じ。）に対し、当該特定事業者に対し前条の規定による命令を行うべき旨又は他の法令の規定により当該違反を理由として業務の停止その他の処分を行うこととができる場合にあっては、当該特定事業者に対し当該処分を行うべき旨の意見を述べることが出来る。

2 国家公安委員会は、前項の規定により意見を述べたため必要な限度において、特定事業者に対しその業務に關して報告若しくは資料の提出を求め、又は相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に關し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

4 国家公安委員会は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、行政庁（行政庁が都道府県知事である場合にあっては、主務大臣を経由して当該都道府県知事）にその旨を通知しなければならない。

5 前項の通知を受けた行政庁は、政令で定めるところにより、国家公安委員会に対し、第十六条第一項の規定による権限の行使との調整を図るため必要な協議を求めるとができる。

の場合において、国家公安委員会は、その求めに応じなければならない。

第五章 雑則

（主務省令への委任）

第二十条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。（経過措置）

第二十一条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。（行政庁等）

第二十二条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に關して、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 第二条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十六号まで、第二十八号から第三十二号まで及び第四十八号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣

二 第二条第二項第四号及び第五号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十八条第一項に規定する行政庁

四 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十七条第一項に規定する行政庁

五 第二条第二項第十四号に掲げる特定事業者 農林水産大臣及び内閣総理大臣

六 第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十六条第二項に規定する主務大臣

七 第二条第二項第十六号に掲げる特定事業者 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十九条第一項に規定する主務大臣

八 第二条第二項第二十七号に掲げる特定事業者 不動産特定共同事業法第七十三条第一項に規定する主務大臣

九 第二条第二項第三十三号に掲げる特定事業者 商品先物取引法第三百五十四條第一項に規定する主務大臣

十 第二条第二項第三十四号から第三十六号までに掲げる特定事業者(次号に掲げる者を除く。) 内閣総理大臣及び法務大臣

十一 第二条第二項第三十四号及び第三十五号に掲げる特定事業者のうち国債を取り扱う者 内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣

十二 第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者及び同項第四十四号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けたその内容を当該顧客に連絡し、又は顧客宛ての若しくは顧客からの電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者 総務大臣

十三 第二条第二項第三十八号及び第四十九号に掲げる特定事業者 財務大臣

十四 第二条第二項第三十九号、第四十号及び第四十三号に掲げる特定事業者並びに同項第四十四号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡す役務を提供する業務を行う者 経済産業大臣

十五 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 カジノ管理委員会

十六 第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者 宅地建物取引業法第三條第一項の免許をした国土交通大臣又は都道府県知事(みなし宅地建物取引業者である特定事業者にあつては、国土交通大臣)

十七 第二条第二項第四十六号に掲げる特定事業者 法務大臣

十八 第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者 都道府県知事

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に関する行政庁は、同項に定める行政庁及び財務大臣とする。

一 第九条に規定する特定事業者(第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。)に係る第九条及び第十条に定める事項
二 電子決済手段等取引業者に係る第十条の二に定める事項及び第十条の三に定める事項(電子決済手段等取引業者が顧客から受取顧客(他の電子決済手段等取引業者の顧客である者に限る。)に対する電子決済手段の移動の依頼を受けた場合であつて、そのための電

子決済手段の移転(委託又は再委託を受けた電子決済手段等取引業者によつて行われるものを含む。)が本邦内においてのみ行われるときに係るものを除く。)

三 暗号資産交換業者に係る第十条の四に定める事項及び第十条の五に定める事項(暗号資産交換業者が顧客から受取顧客(他の暗号資産交換業者の顧客である者に限る。)に対する暗号資産の移転の依頼を受けた場合であつて、そのための暗号資産の移転(委託又は再委託を受けた暗号資産交換業者によつて行われるものを含む。)が本邦内においてのみ行われるときに係るものを除く。)

3 第一項の規定にかかわらず、特定事業者のうち金融商品取引法第三十三條の二に規定する登録を受けた者が登録金融機関業務(同法第三十三條の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいう。第六項第二号において同じ。)を行う場合には、当該登録金融機関業務に係る事項に関する行政庁は、内閣総理大臣とする。

4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち古物営業法(昭和二十四年法律第八十号)第三條の許可(同法第二條第二項第一号に係るものに限る。)を受けた者が同法第二條第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合及び第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)第二條第一項の許可を受けた者が同法第十八條第一項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う場合には、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

5 内閣総理大臣は、この法律による権限(金融庁の所掌に係るもの)に限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

6 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限(第八条、第十七条及び第十八條に関するものを除く。次項において「金融庁長官権限」という。)のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第二条第二項第二十一号、第二十三号及び第二十四号に掲げる特定事業者による行為

二 登録金融機関業務に係る行為

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限のうち、第二条第二項第二十二号、第三十四号及び第三十五号に掲げる特定事業者による行為(前項各号に掲げる行為を除く。)に係るものを証券取引等監視委員会に委任することができる。

8 前二項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の命令についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

9 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務(この法律の規定により都道府県知事又は都道府県公安委員会の権限に属することとされている事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

10 前各項に規定するもののほか、第八条及び第十五條から第十九條までの規定による行政庁の権限の行使に必要事項は、政令で定める。

第二十三條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項(次号から第四号までに掲げる事項を除く。)に関して、それぞれ当該イからホまでに定める大臣又は委員会

イ ロからホまでに掲げる特定事業者以外の特定事業者 前条第一項に定める行政庁である大臣又は委員会

ロ 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農協同組合法第九十八條第二項に規定する主務大臣

ハ 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第二百二十七條第二項に規定する主務大臣

ニ 第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者 国土交通大臣

ホ 第二条第二項第四十七号に掲げる特定事業者 総務大臣

二 前条第二項各号に掲げる事項 前号イからハまでに定める大臣及び財務大臣
三 前条第三項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 内閣総理大臣

四 前条第四項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 国家公安委員会

2 この法律における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。(事務の区分)

第二十四條 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

二 水産業協同組合法第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合

三 水産業協同組合法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会

四 水産業協同組合法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合

五 水産業協同組合法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

第六章 罰則

第二十五條 第十八條の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五條若しくは第十九條第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第十六條第一項若しくは第十九條第三項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十七條 顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する目的で、第四條第六項の規定に違反する行為(当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に係るものに限る。)をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八條 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十

七号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。」との間における預貯金契約（別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることを知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十八条の二 他人になりすまして第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。）との間における高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者他の者と区別して

識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることを知って、その者に高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報を提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十九条 他人になりすまして第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金を若しくは送金を受け取ること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることを知って、その者に為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十九条の二 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済手段等取引業者」という。）との間における電子決済手段等取引契約（同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済手段等取引業者において電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受ける者他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済手段等取引用情報」という。）の提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることを知って、その者に電子決済手段等取引用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引用情報を提供した者も、第一項と同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十九条の三 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この

項において「電子決済等取扱業者等」という。）との間における電子決済等利用契約（銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、

2 相手方に前項前段の目的があることを知って、その者に電子決済等利用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報を提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第三十条 他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、

に、有償で、暗号資産交換情報の提供を受け
た者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知
つて、その者に暗号資産交換用情報を提供した
者も、同項と同様とする。通常の商取引として
行われるものであることその他の正当な理由が
ないのに、有償で、暗号資産交換用情報を提供
した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者
は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰
金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよ
う、人を勧誘し、又は広告その他これに類似す
る方法により人を誘引した者も、第一項と同様
とする。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違
反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、
その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、
その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十五条 三億円以下の罰金刑
- 二 第二十六条 二億円以下の罰金刑
- 三 第二十七条 同条の罰金刑
- 三 第二十七条 同条の罰金刑
- 三 第二十七条 同条の罰金刑

第三十二条 金融商品取引法第九章の規定は、第
二十二条第六項各号に掲げる行為に係る第二十
七条及び前条第三号に規定する罪の事件につい
て準用する。

附則抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条第二項（第二十二号及び第二十四号
を除く）、第四条から第十号まで及び第十三
条から第二十八号までの規定並びに次条、附
則第五条から第七号まで、附則第九号から第
十二条まで及び附則第十四号から第十八号ま
での規定、附則第十九号中証券取引法等の一
部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整
備等に関する法律（平成十八年法律第六十六
号）第八十九号及び第九十号の改正規定
並びに同法第九十六号の改正規定（株式等
の取引に係る決済の合理化を図るための社債
等の振替に関する法律等の一部を改正する法
律（平成十六年法律第八十八号）附則第百二

十七号の改正規定を削る部分に限る。）、附則
第二十号の規定、附則第二十三号中金融庁設
置法（平成十年法律第三十号）第八条の改
正規定及び同法第二十条第一項の改正規定並
びに附則第二十七条の規定、公布の日から起
算して一年を超えない範囲内において政令で
定める日

二 第二条第二項第二十二号の規定、前号に定
める日（以下「一部施行日」という。）、又は
証券取引法等の一部を改正する法律（平成十
八年法律第六十五号）の施行の日のいずれか
遅い日

三 第二条第二項第二十四号の規定、一部施行
日又は信託法の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律（平成十八年法律第九号）の
施行の日のいずれか遅い日

四 附則第八号の規定、一部施行日又は証券取
引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律の施行の日のい
ずれか遅い日

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預
金口座等の不正な利用の防止に関する法律の廃
止）

第二条 金融機関等による顧客等の本人確認等及
び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律
（平成十四年法律第三十二号）は、廃止する。
（経過措置）

第四条 一部施行日の前日までの間における次の
表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用につ
いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条 組織的犯罪処罰法第五十一 項	組織的犯罪処罰法第五十一 項	組織的犯罪処罰法第五十一 項
第十二条 第九号、 組織的犯罪処罰法第五十一 項	同条並びに 四号並びに	同条並びに 四号並びに
第五条 株式等の取引に係る決済の合理化を図る ための社債等の振替に関する法律等の一部を改 正する法律の施行の日が一部施行日後となる場 合には、同法の施行の日の前日までの間におけ る第二条第二項の規定の適用については、同項 第三十号中「社債、株式等の振替に関する法 律」とあるのは「株券等の保管及び振替に関す る法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第 二項に規定する保管振替機関及び社債等の振替 に関する法律」と、同項第三十一号中「社債、	株式等の保管及び振替に関する法律」とあるのは「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関及び社債等の振替に関する法律」と、同項第三十一号中「社債、	株式等の保管及び振替に関する法律」とあるのは「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関及び社債等の振替に関する法律」と、同項第三十一号中「社債、

株式等の振替に関する法律」とあるのは「株券
等の保管及び振替に関する法律第二条第三項に
規定する参加者及び社債等の振替に関する法
律」とする。

第六条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七
号）の施行の日が一部施行日後となる場合に
は、同法の施行の日の前日までの間における第
二条第二項第三十二号及び第十号第一項の規定
の適用については、同号中「独立行政法人郵便
貯金・簡易生命保険管理機構」とあるのは「日
本郵政公社」と、同項中「第十五号まで」とあ
るのは「第十五号まで及び第三十二号」とす
る。

2 前項に規定する場合においては、郵政民営化
法の施行の前日に、日本郵政公社の業務（同
法、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理
機構法（平成十七年法律第九十一号）又は郵政民
営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関す
る法律（平成十七年法律第九十二号）の規定によ
り郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金
銀行（以下この条において単に「郵便貯金銀行
」という。）の業務とされるもの（郵政民営
化法の施行の日において行われたとしたならば
郵便貯金銀行の業務とされるものを含む。以下
この条において「郵便貯金銀行移行業務」とい
う。）に限る。）に關し、この法律の規定によ
り、日本郵政公社に対して行い、又は日本郵政
公社が行った処分、手続その他の行為は、この
法律の規定により郵便貯金銀行に対して行い、
又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の
行為とみなす。

3 第一項に規定する場合においては、郵政民営
化法の施行の前日に、日本郵政公社の業務（郵
便貯金銀行移行業務を除く。）に關し、この法
律の規定により、日本郵政公社に対して行い、
又は日本郵政公社が行った処分、手続その他の
行為は、この法律の規定により独立行政法人郵
便貯金・簡易生命保険管理機構に対して行い、
又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理
機構が行った処分、手続その他の行為とみな
す。

4 第一項に規定する場合においては、郵政民営
化法の施行の前日に日本郵政公社が行った特定
業務に関する同日以後の第九号の規定の適用に
ついては、郵便貯金銀行移行業務は郵便貯金銀
行が、郵便貯金銀行移行業務以外の日本郵政公
社の業務は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保
険管理機構がそれぞれ行ったものとみなす。

第七条 証券取引法等の一部を改正する法律の施
行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行
の日が一部施行日後となる場合には、同法の施
行の日の前日までの間における次の表の上欄に
掲げるこの法律の規定の適用については、これ
らの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条 金融商品証券会社、外国証券業者に関 する法律（昭和四十六年法律 第二十二号）及び同法第二号に規定 する外国証券会社（第二十 号）第二十五号第六項第一号において単 に「投資信託委託業者」という。）	金融商品証券会社、外国証券業者に関 する法律（昭和四十六年法律 第二十二号）及び同法第二号に規定 する外国証券会社（第二十 号）第二十五号第六項第一号において単 に「投資信託委託業者」という。）	金融商品証券会社、外国証券業者に関 する法律（昭和四十六年法律 第二十二号）及び同法第二号に規定 する外国証券会社（第二十 号）第二十五号第六項第一号において単 に「投資信託委託業者」という。）
第二号から第二十一号、第二十三号、 第二十四号まで第二十二号	第二号から第二十一号、第二十三号、 第二十四号まで第二十二号	第二号から第二十一号、第二十三号、 第二十四号まで第二十二号

「五十万円」を「一年以下の懲役若しくは百
万円」に、「処する」を「処し、又はこれを
併科する」に改める部分に限る。） 公布の日
から起算して一月を経過した日
(経過措置)

第二条 この法律による改正後の犯罪による収益
の移転防止に関する法律（以下「新法」とい
う。）第一条第二項に規定する特定事業者（同
項第四十一号に掲げる特定事業者のうち顧客宛
ての又は顧客からの電話を当該顧客が指定する
電話番号から自動的に転送する役務を提供する業
務を行う者（第四項第四号において「新規特定
事業者」という。）及び同条第二項第四十二号
から第四十六号までに掲げる特定事業者を除
く。以下単に「特定事業者」という。）が、こ
の法律の施行の日（以下「施行日」という。）
前の取引の際にこの法律による改正前の犯罪に
よる収益の移転防止に関する法律（以下「旧
法」という。）第四条第一項の規定による本人
確認（当該本人確認について旧法第六条の規定
による本人確認記録の作成及び保存をしている
場合におけるものに限る。）を行っていた新法
第二条第三項に規定する顧客等（新法第四条第
五項に規定する国等（第四項第三号において単
に「国等」という。）を除く。）との間で行う施
行日以後の取引（これに準ずるものとして政令
で定める取引を含む。）であつて政令で定める
もの（第四項第一号において「第一項施行日以
後取引」という。）についての新法第四条第一
項の規定の適用については、同項中「次の各号
（第二項第二項第四十三号から第四十六号ま
でに掲げる特定事業者にあつては、第一号）」と
あるのは、「第二号から第四号まで」とする。

号までに掲げる特定事業者にあつては、第一
号）とあるのは「第二号及び第三号」と、同
項第三号中「当該顧客等が自然人である場合に
あつては職業、当該顧客等が法人である場合に
あつては事業の内容」とあるのは「事業の内容
容」とする。

3 前二項の場合においては、新法第四条第三項
中「同項又は前項（これらの規定を第五項の規
定により読み替えて適用する場合を含む。）」と
あるのは「犯罪による収益の移転防止に関する
法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律
第三十一号。以下「改正法」という。）附則第
二条第一項若しくは第二項の規定により読み替
えて適用する第一項の規定又は前項（第五項の
規定により読み替えて適用する場合を含む。）」
と、同条第六項中「第一項若しくは第二項（こ
れらの規定を前項の規定により読み替えて適用
する場合を含む。）」又は「又は」とあるのは「改正法
附則第二条第一項若しくは第二項の規定により
読み替えて適用する第一項の規定又は第二項
（前項の規定により読み替えて適用する場合を
含む。）」若しくは「と、新法第六条第二項中
「確認記録」とあるのは「確認記録（改正法附
則第二条第一項及び第二項に規定する保存に係
る本人確認記録を含む。次条第一項において同
じ。）」と、新法第十七条中「第四条第一項若し
くは第二項（これらの規定を同条第五項の規定
により読み替えて適用する場合を含む。）」とあ
るのは「改正法附則第二条第一項若しくは第二
項の規定により読み替えて適用する第四条第一
項の規定又は同条第二項（同条第五項の規定に
より読み替えて適用する場合を含む。）」と、
「又は」とあるのは「若しくは」とする。

4 次に掲げる取引については、新法第四条第一
項の規定は、適用しない。

一 第一項施行日以後取引が第一項に規定する
施行日前の取引に関連するものとして政令で
定めるものである場合における当該第一項施
行日以後取引

二 第二項施行日以後取引が第二項に規定する
施行日前の取引に関連するものとして政令で
定めるものである場合における当該第二項施
行日以後取引

三 特定事業者が、施行日前の取引の際に旧法
第四条第一項の規定による本人確認（当該本
人確認について旧法第六条の規定による本人
確認記録の作成及び保存をしている場合にお
けるものに限る。）及び新法第四条第一項
（同項第一号に係る部分を除き、同条第五項
の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
の規定による確認に相当する確認（当該
確認について新法第六条第一項に規定する
確認記録に相当する記録の作成及び保存をし
ている場合におけるものに限る。）を行つて
いる新法第二条第三項に規定する顧客等（国
等（人格のない社団又は財団を除く。）を除
く。）との間で行う施行日以後の取引（これ
に準ずるものとして政令で定める取引を含
む。）であつて政令で定めるもの

四 新規特定事業者が、施行日前の取引の際に
新法第四条第一項（同条第五項の規定により
読み替えて適用する場合を含む。）及び第四
項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定
による確認に相当する確認（当該確認につ
いて新法第六条第一項に規定する確認記録に相
当する記録の作成及び保存をしている場合にお
けるものに限る。）を行つている新法第二
条第三項に規定する顧客等との間で行う施行
日以後の取引（これに準ずるものとして政令
で定める取引を含む。）であつて政令で定め
るもの

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二五年六月二一日法律第五
六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則（平成二六年四月二五日法律第二
九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

附則（平成二六年六月二三日法律第六
九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十
六年法律第六十八号）の施行の日から施行す
る。

第五条（経過措置の原則）
行政庁の処分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前

にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法
律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな
いこととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起
すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが
他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ
の他の行為を経た後でなければ提起できないと
される場合にあつては、当該他の不服申立てを
提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す
べき期間を経過したものを含む。）の訴えの提
起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定
（前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合を含む。）により異議申立てが提起
された処分その他の行為であつて、この法律の
規定による改正後の法律の規定により審査請求
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え
を提起することができないこととされるものの
取消しの訴えの提起については、なお従前の例
による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の
施行前に提起されたものについては、なお従前
の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に
よることとされる場合におけるこの法律の施行
後にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定
める。

附則（平成二六年一月二七日法律第
一一七号）
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第三条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の第八条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる取引について適用し、施行日前に行われた取引については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第四条 施行日が行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の施行の前日である場合には、同法第十八条のうち犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十一条第八項の改正規定中「第二十一条第八項」とあるのは、「第二十一条第八項」とする。

附則 (平成二十七年六月三日法律第三二七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二八年六月三日法律第六二七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二九年五月二四日法律第三七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二九年六月二日法律第四六七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二九年六月二日法律第六七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

附則 (平成三〇年四月二五日法律第二一七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の改正規定(「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める部分を除く。)、第六条第二項の改正規定、第九条第一項の改正規定、第十条の改正規定、第十三条第一項の改正規定、第十四条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定、第十九条に一号を加える改正規定、第二十五条の改正規定、第二十六条の改正規定並びに第三十二条の次に一条を加える改正規定並びに附則第二条第三項の改正規定並びに附則第三条、第十二条(郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)附則第十九条第九項第一号の改正規定中「第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(一)を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第一〇一号)」に改める部分を除く。))及び第十三条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 題名の改正規定、第一条及び第二条の改正規定、第三条の改正規定(「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める部分に限る。)、第九条第二項の改正規定並びに第十四条第四項の改正規定並びに附則第四条から第八条まで、第九条(日本郵便株式会社法(平成十七年法律第九号)附則第二項第一項の改正規定に限る。)、第十一条及び第十二条(郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第十九条第一項第一号の改正規定中「第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(一)を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第一〇一号)」に改める部分に限る。))の規定、平成三十一年四月一日

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

附則 (平成三〇年七月二七日法律第八〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和元年六月七日法律第二八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和元年六月一四日法律第三七七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百零一条、第一百四十六条、第九十九条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零九条、第一百一十一条、第一百二十二条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。))並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三

条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

附則 (令和二年五月二十九日法律第三三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月二十六日法律第四六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第四十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一〇日法律第六一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 公布の日 (犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第七条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者(附則第二項第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する新資金決済法第十一条の二第一項の規定による届出をした日(以下この条において「届出日」という。)より前の取引の際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項(第一号に係る部分に限り、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項(同条第一項第一号に係る部分に限り、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項(同条第一項第一号に係る部分に限る。)の規定による確認に相当する確認

(当該確認について同法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行って、同法第二条第三項に規定する顧客等との間で行う届出日以後の取引(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)であつて政令で定めるものについては、同法第四条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(政令への委任) 第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項第二号イの改正規定、第三条から第五条までの規定及び第六条中犯罪による収益の移転防止に関する法律第十三条第一項の改正規定並びに附則第六条、第七條、第九條、第十條及び第十五條(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)第三条第十二号の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

第三十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (令和四年六月一〇日法律第六一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項第二号イの改正規定、第三条から第五条までの規定及び第六条中犯罪による収益の移転防止に関する法律第十三条第一項の改正規定並びに附則第六條、第七條、第九條、第十條及び第十五條(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)第三条第十二号の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

別表(第四條関係) 第二条金融に関する業務その預貯金契約(預金)又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。の締結、為替取引その他の政令で定める取引

Table with 4 columns: 1. 第二条 金融に関する業務その預貯金契約(預金)又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。の締結、為替取引その他の政令で定める取引; 2. 第二条 金融に関する業務その預貯金契約(預金)又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。の締結、為替取引その他の政令で定める取引; 3. 第二条 金融に関する業務その預貯金契約(預金)又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。の締結、為替取引その他の政令で定める取引; 4. 第二条 金融に関する業務その預貯金契約(預金)又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。の締結、為替取引その他の政令で定める取引

